

議会広報

かりば

第107号

平成16年6月



賀老地区にオープンした「島牧さけ・ます飼育池」

(4月23日 供用開始記念稚魚放流式)

おもな内容

► 第1回定例会

- 行政報告 3 ページ
- 審議した議案と内容 3~4 ページ
- 一般質問 5~8 ページ
- 予算特別委員会 8 ページ

► 第1回臨時会

- 行政報告 9 ページ
- 審議した議案と内容 9~10 ページ

平成16年第1回村議会定例会

会期は3月4日～11日

平成16年度各会計予算は 予算特別委員会を設置し審議

平成十六年度予算を審議する第一回島牧村議会定例会は三月四日に招集され、会期を三月十一日までの八日間と決めました。

初日の三月四日は、村長の村政執行方針と教育長の教育行政執行方針が述べられた他、議案十三件を審議し、財政調整基金の一部処分及び平成十六年度の各会計予算は予算特別委員会を設置して審議を付託し、三月九日まで休会に入りました。

再開の三月十日は、三名の議員が村政に対する一般質問を行いました。

三月十一日には石川予算特別委員長より審議結果の報告があり、この他平成十五年度各会計の補正予算四件、閉会中の継続調査一件をそれぞれ可決又は決定し閉会しました。

第1回村議会定例会出席者状況

(開会・平成16年3月4日～11日)

◎審議の結果
・全員賛成で原案可決

▼議案第三号

島牧村職員の給与に関する

条例の一部改正について

「内容」今後の財政運営を考慮し改正

・昇給延伸、昇給停止年齢

「五六歳以上」⇒「五十五歳」

・通勤手当の算定日数

「二五日」⇒「二三日」

・管理職手当への支給方法の変更

「定率」⇒「定額」（「一五 %以内」）⇒「六万円以内」

◎審議の結果

・全員賛成で原案可決

▼議案第四号

島牧村職員の旅費に関する
条例の一部改正について

「内容」今後の財政運営を考慮し改正

・冬期間の燃料費「五〇〇円」の廃止

・道内日当「二、二〇〇円」を「一、〇〇〇円」に改正

◎審議の結果

・全員賛成で原案可決

▼議案第五号

島牧村児童館設置条例等の一部改正について

「内容」受益者負担の適正化を図るため使用料の改正

・営業を目的にする場合
現在通常使用料の「三倍」
⇒「五倍」

◎審議の結果
・全員賛成で原案可決

▼議案第六号

島牧村葬斎場管理条例の一
部改正について

「内容」葬斎場使用料の改定

・一五歳以上一体につき村内
「一万円」⇒「一万五千円」
村外「二万五千円」⇒「三
万円」

◎審議の結果
・全員賛成で原案可決

▼議案第七号

島牧村手数料徴収条例の一
部改正について

「内容」手数料の一部改正及
び創設

・印鑑登録済証交付（再交付）
手数料の創設「一件二〇〇
円」

◎審議の結果

▼議案第八号

島牧村簡易水道事業特別会
計予算

平成十六年度島牧村一般会
計補正予算（第八号）

平成十六年度島牧村国民健
康保険事業特別会計予算

平成十六年度島牧村簡易水
道事業特別会計予算

平成十六年度島牧村老人保
健特別会計予算

平成十六年度島牧村介護保
障事業特別会計予算

平成十五年度島牧村老人保
健特別会計予算

平成十五年度島牧村国民健
康保険事業特別会計補正予
算（第三号）

平成十五年度島牧村簡易水
道事業特別会計補正予算

平成十五年度島牧村国民健
康保険事業特別会計補正予
算（第三号）

平成十五年度島牧村簡易水
道事業特別会計補正予算

平成十五年度島牧村国民健
康保険事業特別会計補正予
算（第三号）

平成十五年度島牧村簡易水
道事業特別会計補正予算

基 金 の 処 分

議案第十六号 平成十五年度島牧村簡易水道事業特別会
計補正予算（第三号）

議案第十七号 平成十五年度島牧村介護保険事業特別会
計補正予算（第三号）

議案第八号 財政調整基金の一部処分について

閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

新 年 度 予 算

補 正 予 算

「内容」各種事業完了見込に
よる整理 嘸出一二三二万一千
千円減額

水道使用料 歳入一六一萬一
千円減額

「内容」各種事業完了見込に
よる整理 四、八八〇万七千
円減額

「内容」各種事業完了見込に
よる整理 三四万九千円減額

（第三号）

そ の 他 の 議 件

▼閉会中の継続調査について

（議会運営委員会）

「内容」議会運営に関する事
項等について、閉会中の継続

調査とするものです。

一般質問

第一回村議会定例会での一般質問の内容と理事者側の回答要旨をご紹介します。

今回の質問者は三名ですが、掲載にあたっては、主に通告事項を中心にしてまとめました。

臼杵議員

一、町村合併について

三月四日に開かれた町村合併に関する調査特別委員会で説明のあった、三町村の任意合併協議会が解散に至るまでの経過報告の中で、今後の合併については道の指導を受けたことになりましたが、道の指導となれば合併推進の指導になるものと予想されますが、その場合、今まで進んできた新設合併または対等合併という位置付けが失われ、吸収合併という方向に進むのではないかと一番先に危惧したわけです。

それについて村長の考え方伺います。

村長
町村合併についてお答えします。

ら判断することが、合併の基本でありますので、道に指導を仰いだとしても合併推進あ

え方は、地域の将来像と自治のあり方を地域自らが考え、決定する地域主権を確立する

方向性が提示されることはないものと考えております。

町村合併の是非を検討する

取り組みとし、それぞれの地域での議論を踏まえ、市町村の主体的な選択を基本としながら、積極的に支援するとのことであります。

地域住民が地域の将来を自存じます。

づくりを考えるうえで、重要な問題でありますので、関連事務を早急に進めたいと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

再質問

市町村合併につきましては、今までの人生の中でもこだわりがございまして、一番最初に合併というのを見たのがまだ小学校の時代でした。

消防が東西合併する時の、その時は担当者が元村長の永井政一さん。その頃は馬ソリです。歌島まで行くのに馬ソリで行って、そういう思いがござります。

その後は合併という言葉を聞いたのが、漁師をやりまして寿都に魚を出荷して手数料が一、〇〇〇万円上げると一〇万円取られます。島牧の組合に五五万円、寿都の組合に五五万円、北海道中どこを歩いてもそういう組合はないなど感じました。そして、これではだめだというので、出荷奨励金という形で二分五厘を返してほしいと寿都の組合に行きました。その時に当時の三上組合長が、「臼杵、合併しなければだめだな」と言わわれたのが二番目です。

そして、いまこういう状況を、いまみんなに答弁ございましたように、私は合併問題を調査検討することは、今後の町村づくりには望ましいと考えています。ですから、そういういきさつから任意協議が生まれた時には、「やった」という感じでした。

その私の手数料の問題一つになります。そのため竹浪敏夫さんが村長になりましたが、竹浪敏夫さんが村長になりましたが、豊、ちょっと根柢だめだから豊、ちょっと根柢だと、そして人に裏切られるなど感じたのが合併ということの問題について思いがございまして、特にこだわるというのが、そういう思いでございます。

いま申し上げましたとおり、合併、そして青年部を始めた時もどこに行っても、余市にタラを持っていて出荷する、奨励金を返してもらうのに行きます。

余市の組合に行きましたら、当時、兼平純吉さんという漁連の会長さんの組合長さんで、ければだめだろう」と言われたのが私の思いで、特別にこの時も「豊、これは合併しなければだめだろう」と言われるだりながらお聞きしているというのが本音でございます。

村長

いずれにいたしましても、合併は村にとって一大事です。対話して議会、住民ともなるべく多く議論を重ねて進めなければならぬと思っております。

そして三番目に合併を感じたのが竹浪敏夫さんが村長になりましたが、豊、ちょっと根柢だめだから豊、ちょっと根柢だと、そしていらないと思っておりました。

住民投票までの結論にはまだ達していないと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

白石議員

一、契約の透明性について

一点目は、地方自治法の施行令第一六七条第二項また、島牧村財務規則第一〇二条において、随意契約が行えるものについて、同法の別表五一一で、工事請負では一三〇万円、また同五一六ではそれ以外のもの五〇万円と定められております。

したがって、地方自治法施行令第一六七条第二項の三による緊急の入札等による入札等に付さないものその場合を除いては、工事請負額一三〇万円、それ以外のもの五〇万円を超える契約については、随意契約は出来ないものと解釈するのですが、いかがでしょうか。

二点目は、島牧村財務規則第一〇二条の三項によれば、同条（一）の契約の目的または性質により、契約の相手方が特定される時などを除いては、二名の者から見積書を徴収しなければならないとされておりますが、そのように随意契約が行われているでしようか。

以上二点についてお伺いします。

一点目の質問については、
地方自治法施行令第一六七条
の二第一項で随意契約ができ
る場合として七号あげており
ますが、一号では契約の種類
により限度額を定め、この範
囲内で契約する場合、二号は
契約の性質又は目的が競争入
札に適しない場合、三号は緊
急の必要により競争入札に付
することができない場合、四
号は競争入札に付することが
不利と認められる場合、五号

は有利な価格で契約を締結することができる見込みのある場合、六号は入札者又は落札者がない場合、七号は落札者が契約を締結しない場合と規定されていますことからも、法の主旨は契約等の内容及び過程が、この一号から七号のいずれかに該当する場合に限り、随意契約は可能であるとしております。

次に、二点目の質問でございますが、村財務規則第一〇二条第三項では、随意契約す

再質問
一点目につきましては、一
六七条のいま村長も言われた
とおり、六項について随意契
約による契約が出来ないこと
をこれによつて規制していく
ものでありますけれども、一
三〇万円以上あるいは五〇万
円以上のどういう契約であり
ましても、このものに該当し
ないようなものでも随意契約
まがいの契約が行われている
のではないかというふうに考
えるのです。それについても

も見積書を徴して契約できる規定も整備されています。それによりまして事務をとり進めているものでございます。
再々質問
標準町村監査基準、別表第一の財務事務監査の着眼点と
いうところで、随意契約についてだけ、いま申し上げます
が、随意契約による場合、その理由は適正か、随意契約による場合は原則として二名以上からの見
積書を徴して契約できる規定も整備されています。それによりまして事務をとり進めているものでございます。

と。これにうたわれている、いわゆる賃貸とか不動産の買い入れとか、そんなような問題ではないですよね。

る場合は、原則として一人以上の者から見積書を徴する、また一人から見積書を徴して契約できる場合の規定も整備されており、さらに発注担当課においては、発注前に村入札参加者指名選考委員の合議を受け契約事務を行っておりますことから、二人もしくは一人の者から見積書を徴しての随意契約についても、同規則の規定により適正に行つております。

○一度質問したいと思います。
二点目につきましては、五〇万円以下のいわゆる随意契約を行えるものでございますけれども、すべてに亘ってではなくても、やはり二名以上契約の相手方を見積書の提出を徵してやらなければならぬいものがあるやに見受けられるのですが、その点についていかがですか。

ものから見積書を徴する時は、その理由は適正かということ、監査を行わなければならぬないようなことになつておりますけれども、実際私、高齢者事業団を受け持つていても、そういう仕事もあるのではないか、自分達のものでも逆に村からの契約を委託されますけれども、それ以外の人達からもやはりもらつていてやらなければならないのではないかなと、こういうふ

価格でどうこうと、こんな問題ではないと思うのです。

緊急の場合だとか、あるいは競争入札に付することが出来る、という状況の時、そ

来ないよな状況の時、そういうものがあつた時は随意契約しても良いですよと、逆に言うとそういうことです。それには反しているのではないか

ということで言っているのです。
だから私は、法違反、規則違反があるのでないかといふことで、再々質問をして終わりたいと思います。

村長

一、行政改革について
平成十六年度予算書の中
見受けられる箇所も一部分
だ不十分であると私は感じ
合併問題がこれから先、
結論付けはまだ現在されて
かららの島牧村のあるべき姿
てきたような行財政改革で
であると考えておりますが、

村長

私は常々、職員には村の業者、村の団体で出来るものは村のそういう進め方をしなさいと言つてあります。

そして、私がいま申し上げたのは、その契約の目的、または性質によって競争に適しない場合という一項目がござります。

これらを有効に活用して、なるべく村内の業者、村内の団体に仕事はやつてももらうよう配慮しているつもりでございます。

以上でご理解願いたいと思ひます。

かどうなるのかということのないわけですけれども、これるえる時、今まで取り進め抜本的な行財政改革が急務長のお考えをお伺いします。

だきましたが、さらに職員の役職換制度についても四月一日より要綱制定により導入し、人事の新陳代謝を図ることとしております。

また、物件費、補助費等においても、財政事情等を勘案して減額し予算編成しております。

平成十六年度予算は反映できなかつた問題についても多々あります、引き続き行政改

革本部会議を開催し、事務事業等細部に亘って議論し、抜本的な改革についての一定の方向性を示したいと考えておりますので、いましばらく時間をおいたまきたくご理解賜りました。

それは、今まで村長が総務課長時代に取り進めてきた行政改革の進め方の延長上だ

ろうと私は考へるわけですが、私が言つてゐるのは、もつとそれ以上の觀点が違う方々の意見を聞いて、いま村としてやつてゐる事業すべての洗い直しをもう一度すべきではないか。今の行財政改革を取り進めている状況の中では、新しい考え方、またやり方が

生まれてこないのではないか。
ですから、いまある機能は機能で、もう一度ゼロに戻した
状態で、すべての事務事業の
見直しということをすべきで
ないのかというふうに考えま

すがいかがですか

現在あります行財政改革本部の中でもた別な観点からもそういう方法があるから、

そういう方法があるかどうか
それらも協議してみたいと思
います。

今後、いずれにいたしましても行政改革をするということは、村内の経済にもいろいろ大きな影響を及ぼす問題もございますので、慎重に対応してまいりたいと思います。

けれども、これから島牧のあるべき姿ということを考えると、いまの行財政改革推進

本部会議だけの状況では、私は

議会を 傍聴

議会を 傍聴しましょう

手続きは議場の
受付簿に記入するだけです



二、原歌～栄浜間の林道開設について

平成九年の白糸トンネル崩落事故の後、原歌から栄浜間の林道開設の話が持ち上がったように理解しているのですが、その後、その話が一向に具体的な事業として進展していないように聞こえて来ない状況ですけれども、この問題に関して現状と今後の予定と言いますか、考え方をお聞かせください。

村長

原歌～栄浜間の林道開設について

は確かに質問者のおつしやるとおり平成九年の白糸トンネル崩落事故のあつた年に、国道二百二十九号が災害等で通行止めになつた際の代替ルートを確保するとの狙いから、道に対し要望し検討された経過はございました。

しかしながら、当時の道森林計画課で林道新栄線として調査された結果、林道整備で

国補助を受けるには、森林状態の調査をもとに木材の生産見込みを計算して、一定の生産指数が出なければ採択にならないとのことでありますて、この新規開設となる林道のルートには深い沢等も数多くあるため、膨大な費用がかかり割に利用区域がない等のことから採択されるのは非常に難しいとの判断により話が

立ち消えとなつたものであります。

今後の予定であります

が、やはり当初の白糸トンネル崩落事故の後の代替道路という考え方もある通りですし、いま現在ある地区の安全性を高めるためにも、私は林道を開設して整備すべきだうと考へますので、出来るだけ具体的に進められるよう今後も検討いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

この林道事業の採択される可能性は薄く、また仮に採択されるとしても、多額の村負担が発生する割に利用状況がどうなるのか等を考えた場合、より慎重にならざるを得ない状況かと思ひますが、いかに村負担の発生を抑えながら事業が推進できるかについては、

今後も関係機関との協議を図りながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

基本的には理解いたしました

再質問

予算特別委員会

たけれども、私がこの原歌～栄浜間の林道開設にこだわる付随する問題として、何年か前に原歌地区の上の立木を伐採した後の泥水の発生の状況もあって、この島牧というのはすぐ人家の裏は山なり崖になっている状態の中で、安全で安心して暮らせる災害に強い村づくりということを基本的に考へる時に、やはり当初

に考へる時に、やはり当初の白糸トンネル崩落事故の後の代替道路という考え方もある通りですし、いま現在ある地区の安全性を高めるためにも、私は林道を開設して整備すべきだうと考へますので、出来るだけ具体的に進められるよう今後も検討いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

平成十六年度の島牧村各会計予算是、三月四日開会の第一回村議会定例会において、

予算特別委員会が設置され、これに審査を付託し、三月十日審議されました。

三月十一日に再開された本会議では、石川予算特別委員会委員長より「原案のとおり可決すべきもの」と報告があ

り、本会議で採決の結果、委員長の報告のとおり各会計予算とも可決されました。

平成十六年度島牧村一般会計予算の中で、一千万円以上の主な事業をお知らせします。

○総務費
○バス交通確保対策補助金
○社会福祉協議会運営費助成金
○民生費

の主な事業をお知らせします。

先ほどもお答えしました通り、村の負担等の関係もありますので、なるべく負担が少

ないような方向で関係機関と協議を続けて行きたいと思つておりますのでご理解賜ります。

○農林水産業費
○漁港事業負担金
○種苗生産施設管理事業補助金

の主な事業をお知らせします。

今後も関係機関との協議を図りながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜ります。

○農協運転資金貸付金
○農林業経営再建整備貸付金

の主な事業をお知らせします。

入金

○消防費
○小型動力ポンプ付水槽車購入

の主な事業をお知らせします。

○漁協災害関連資金貸付金

の主な事業をお知らせします。

商工費

の主な事業をお知らせします。

○消防費
○小型動力ポンプ付水槽車購入

の主な事業をお知らせします。

○漁協災害関連資金貸付金

の主な事業をお知らせします。

平成16年度島牧村一般会計予算 前年度対比8.0%減の22億8,300万円

国民健康保険事業特別会計予算…3億2,300万円

簡易水道事業特別会計予算…1億2,510万円

老人保健特別会計予算…3億7,200万円

介護保険事業特別会計予算…2億2,670万円

するものです。
◎審議の結果

：全員賛成で原案可決

補正予算

▼議案第八号

平成十六年度島牧村一般会計補正予算（第一号）

【内容】二月の強風で被災した役場庁舎屋上の防水工事に係る経費を追加するものです。

◎審議の結果

：全員賛成で原案可決

伊藤副議長
全国町村議会議長
会長より表彰



町村議會議員として三十年にわたり在職し、地方自治の発展に貢献されたことにより、全国町村議会議長会長より表彰を受けました。

議会の日誌

（平成16年2月1日）
(平成16年5月20日)

〔2月〕

- 8日 はちろ吉雄を囲む新春の集い(小樽市 議長)
10日 第3回島牧村・黒松内町・寿都町任意合併協議会 (寿都町 副議長他)
13日 例月出納検査
16日 後志支庁管内町村議会議長会定期総会、行政懇談会 (洞爺パークホテル天翔 議長)
26日 第4回島牧村・黒松内町・寿都町任意合併協議会 (黒松内町 議長他)

〔3月〕

- 3日 南部後志環境衛生組合議会 (黒松内町 佐藤議員)
南部後志衛生施設組合議会 (寿都町 副議長)
4日 第1回村議会定例会
町村合併に関する調査特別委員会
9日 平成15年度スポーツ表彰式 (生活改善センター 副議長)
10日 第1回村議会定例会再開 (11日まで)
13日 保育所卒園式 (副議長)
15日 中学校卒業式 (議長他)
16日 例月出納検査
19日 小学校卒業式 (副議長他)

25日 岩内・寿都地方消防組合議会

(岩内町 中田議員)

〔4月〕

- 3日 議員協議会
5日 中川義雄参議院議員国政報告会 (おあしす)
7日 中学校入学式 (副議長他)
14日 例月出納検査
17日 ボランティアはまなす会総会 (レストハウス江ノ島 副議長)
23日 島牧さけ・ます飼育池供用開始記念放流式 (賀老 議長他)
26日 中川義雄参議院議員政経セミナー (札幌市 議長)

30日 臨時議会 議員協議会

- ### 〔5月〕
- 7日 後志総合開発期成会定期総会 (俱知安町 議長)
13日 議員協議会
14日 南部後志町村議会正副議長会総会 (寿都町 副議長)
18日 例月出納検査
19日 岩内・寿都地方消防組合臨時議会 (岩内町 中田議員)

▽議会広報「かりば一〇七号」をお届けします。

本号では、平成十六年度の予算を審議する第一回定例会の審議内容、一般質問を中心にお届けします。

また、今号は事務局職員の異動などの事情で発行が遅めになってしまったことをお詫びします。

議会広報に対するご意見、ご希望がありましたら遠慮なく議会事務局までご連絡ください。

ぜひご覧になって、村の方針や議会活動にご理解を深めていただきたいと思います。

また、今号は事務局職員の異動などの事情で発行が遅めになってしまったことをお詫びします。

議会広報に対するご意見、ご希望がありましたら遠慮なく議会事務局までご連絡ください。

▽山菜採りの季節となり、今年もすでに数件の遭難事件が発生しています。山に入るときは、十分な準備と体力にあった行動をするよう注意しましょう。

▽議会での審議をより理解していただくために、みなさん議会傍聴をお待ちしていま

す。

▽山菜採りの季節となり、今年もすでに数件の遭難事件が発生しています。山に入るときは、十分な準備と体力にあった行動をするよう注意しましょう。

▽議会での審議をより理解していただくために、みなさん議会傍聴をお待ちしていま

編集をおえて